

発 言 者		議 事
議 長		〔 6 月 1 6 日 〕 皆さんおはようございます。（ 1 0 : 0 0 ） ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、令和 4 年第 2 回厚沢部町議会定例会を開会します。
議 長		これより本日の会議を開きます。
議 長		日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 1 1 8 条の規定により、5 番 山田克哉議員、8 番 浜塚久好議員の 2 名を指名します。
議 長		日程第 2 諸般の報告、日程第 3 一般行政報告につきましては、別紙印刷して差し上げておりますので、朗読及び説明を省略します。
議 長		日程第 4 会期の決定について議題とします。
議 長		お諮りします。本定例会の会期並びに議会運営については、所管の議会運営委員会において協議されておりますので、委員長から報告を求めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議 長		異議なしと認めます。
議 長		委員長の報告を求めます。
議 長		中山委員長
議会運営委員長		議会運営委員会、委員長報告を申し上げます。去る 6 月 1 0 日午前 9 時 0 0 分、議会運営委員

議 長	会を開催しました。 本日をもって招集されました令和４年第２回厚沢部町議会定例会の議会運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日から６月１７日までの２日間とすることに決定しましたので、報告いたします。 意見書案については、お手元に配布のとおり、提出することにしましたので、御賛同よろしくお願いいたします。あらかじめ関係資料を付けて、御覧いただいておりますので一括議題とし、朗読及び質疑、討論を省略することといたします。 提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、答弁に心がけ、円滑な議会運営が行われますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。 なお、従来通り新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から議会出席者にはマスクを着用していただき、おおむね一時間程度ごとに休憩をとり、換気をしたいと思います。あらためて皆様のご理解とご協力をお願いいたします。以上、委員長報告とします。 お諮りします。本定例会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日から６月１７日までの２日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月１７日までの２日間と決定しました。 提出案件は、補正予算案１件、条例の改正案２件、組合規則の変更案３件、契約の締結案１件、専決処分の承認を求める案２件、繰越明許費の繰越報告１件、意見書案７件、閉会中の継続調査の申出１件、議員の派遣１件の計１９件であります。 町長から提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許します。
議 長	

議 町	長 長 町長 令和4年、第2回、厚沢部町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。 ロシアのウクライナ侵攻が6月3日で100日を迎えました。長期間にわたり激しい戦闘が続いており、子供を含む多くの尊い命が奪われるという悲惨な状態が続いております。人命を守ることを最優先に一日も早い、平和的な解決を願うところであります。 さて国では、原油高騰対策などを盛り込んだ2兆7千億円の補正予算が5月31日に可決、成立しました。ウクライナ侵攻を受けた緊急経済対策で、原油価格高騰対策を中心に、予算が編成されたところです。また、政府は時を同じくして、経済財政諮問会議の基本方針、骨太の方針と新しい資本主義の全体構想の原案を策定し、所得の倍増や再就職支援などが新たに加えられたところであります。岸田首相は新しい資本主義実現会議の中で、「市場だけでは解決できない外部性の大きい社会的課題をエネルギー源と捉え、新たな成長を図る」こととし、人への投資を抜本的に強化し、人材と資金を成長分野に向かわせて、失われた30年と呼ばれる長期停滞からの脱却を目指すとしています。 また、国内農業では世界的な原材料の高騰から肥料価格が過去最大の値上げとなりました。さらに農業資材が軒並み高騰する中、農業経営にさらなる打撃となることが予想され、国には新たな支援を強く要請していきたいと考えております。 次に新型コロナウイルス関連では、感染者数は減少と増加を繰り返し、北海道全体では減少傾向にあるものの、檜山管内では介護施設や小中学校を中心に感染者が増加し、未だに完全な収束
----------------	--

が見通せない状況が続いております。町民の皆様には引き続き感染症対策の徹底をお願いするところであります。なお、4回目のワクチン接種につきましては、高齢者施設入所者から開始し、基礎疾患のある方と60歳以上の方は「7月25日からの5日間」と、「8月29日からの5日間」、保健福祉総合センターで集団接種にて実施予定となっています。

また、町では、北海道ガスとの間で電力事業の連携協定を6月2日に締結しました。今後は、鵜ダムでの小水力発電や太陽光発電により農業への熱源や一般家庭、公共施設への利活用も進め、再生可能エネルギーを最大限活用したゼロカーボン社会の実現に向け、努力していきたいと考えております。

この度、檜山振興局が6月1日現在の農作物の生育状況を発表しました。植え付け、播種作業は順調に進みましたが、春先の少雨の影響もあり、秋まき小麦は若干、生育に遅れがみられるとのことです。また、気象庁の道内の6月からの3カ月予報によると、平均気温は高めに推移し、降水量は平年並みとのことです。本町にとりましては、台風や異常気象の影響を受けることなく豊穰の秋を迎えられ、経済活動が順調に回復し、コロナ後スタートの一年となることを期待しています。

次に、本定例会に提案いたします案件は、補正予算案1件、条例の改正案2件、組合規約の変更案3件、委託契約の締結案1件、専決処分の承認を求める案2件、繰越明許費の繰越報告1件の計10件であります。

議案第1号の令和4年度厚沢部町一般会計補正予算につきましては、1億1千636万8千円を追加し、予算の総額を45億1千875万円とするもので、主な内容は、総務費では、特養あっさぶ荘空調

設備整備工事費補助金、鶉地区研修センター長寿命化工事費、町民支えあい応援券給付事業費補助金であります。民生費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金、衛生費では、４回目の新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費であります。商工費では、道の駅あっさぶ商業施設及び24時間トイレ指定管理委託料であります。教育費では、館小学校屋根修繕工事費等であります。

議案第2号の厚沢部町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、租税特別措置法施行令等の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第3号のうずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、原油価格及び物価高騰の影響により経営環境が悪化したことに伴いまして、宿泊料の改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、議案第5号の北海道市町村総合事務組合理約の変更及び議案第6号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましては、「上川中部福祉事務組合」が設立されたことに伴いまして、それぞれの規約に当該組合を、追加するための規約の変更であります。

議案第7号の歴史文化情報発信施設映像制作業務委託契約の締結については、去る５月３１日、一般競争入札を行った結果、株式会社 オワゾブルーが６千４００万円で落札し、仮契約中であり本契約を締結したく、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議 長 総務財政課長 議 長	承認第1号の厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて及び、承認第2号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法並びに国民健康保険法施行令が一部改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正したものであります。 地方税法及び国民健康保険法施行令は、いずれも令和4年4月1日に施行されることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。 報告第1号の厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。 以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、副町長、関係課長に説明にあたらせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。 これより議事に入ります。 日程第5 議案第1号 令和4年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。 議案の説明を求めます。 総務財政課長 議案第1号の令和4年度厚沢部町一般会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。（議案内容説明省略） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
-------------------------------------	---

議長 山崎議員	最初に歳入全般について質疑を承ります。ページ数は7ページから13ページまでです。 2番 山崎議員 歳入で、特別な異議はないですが、7ページの地方交付税が6千28万円補正になっております。4月から新しい年度が始まってまだ2ヶ月しか経ってないのに、こんな大きな金額が補正をされるということはどういう意味があるのかということがまずお聞きしたいと思います。それが地方交付税ですから、当初予算の中にこういうようなものの考え方を入れた中で予算折衝しなかったのか、それともまた別な事業内容っていうものが付託されて新たに交付税措置がされたのか、そういうところも事情を説明願います。
議長 総務財政課長	総務財政課長 こちらの地方交付税の6千28万円でございますけども、まずあの国庫事業といいますか、新型コロナウイルスのワクチン接種事業であったり、交付金事業であったり、その中の事業が多かったんですけど、まだ確定していない部分もありましてその部分はとりあえず一般財源でみておかなければならないということで、その分計上した分というものもございます。ただ新年度、予算計上したときというのは、ある程度の金額を見込んで新年度も予算計上をしております。先程も留保財源のことについてお話ししましたが、今6千28万円を使ったにしましても、まだ留保として2億900万円ほど残るという見込でありますので、今後の財政運営につきましてもこれから何があるかはわかりませんが、やっていけるのかなという予測はたてているところでございます。
議長	2番 山崎議員

山 崎 議 員	ちょっと私の理解がまだ不足しておりますが、この6千28万円というのは当初予算の中に地方交付税はこの金額を見込んでいたという意味なんでしょうか。まるっきり新しい事業を加えた中で交付税ってものを措置されたという意味に捉えた方がいいんでしょうか。私はなんか補正っていうのはそういうような意味合いなのかなと思ったりもしているんですが。本来ならば、この23億なにがしの地方交付税当初措置されておりますと、その内部の内輪のであれば補正組まなくてもいいわけですから、補正組むってことはどういう性格というようなかたちで理解されたいかそここのところもお願い致します。
議 長 総 務 財 政 課 長	総務財政課長 いろいろ特定財源といいますか、国だとか道の補助金を充ててですね、それでもまだ足りない部分は交付税でということで見込んでこういうふうな6千28万円計上しているところでございます。中でどうにかというよりは、使うということで歳出の方で予算計上されておりますので、歳入の方で、歳入歳出予算ですのでそれだけの財源はやはり確保しなければならないということで、特定財源で補えない部分については、一般財源で普通交付税で充ててるということでございます。
議 長 中 山 議 員	1 番 中山議員 10ページになるんですけども、寄付金ですけども、今回100万円の寄付金が計上されております。教育関連の事業に対する指定寄付金でありますので、教育行政の中でどのような使い道をするのか、指定先は言えないんでないかと思うんですけども、もしわかりましたらお知らせ願いたいというふうに思います。

議	長	総務財政課長
総務財政課長		こちらの寄付金につきましては、毎年100万円町内の業者さんから御寄付を頂いているところでございます。指定寄付金ということで、教育関連事業に対する指定寄付金ということで毎年ですね、今歳出の方に出てきましたけども創造の翼の修学旅行ですか、あちらの方に経費に財源充当させて頂いているというところでございます。
議	長	外に歳入全般について、質疑ありませんか。
議	長	山崎議員先程の答弁でよろしいでしょうか。
議	長	それでは次に歳出の質疑に入ります。歳出は款ごとに行います。最初に2款総務費について、ページ数は14ページから16ページまでです。
議	長	2番 山崎議員
山崎議員		まず、15ページの地域活性化事業費、573万1千円補正をしております。この説明を見ますと、公営塾の改修工事の実施設計の委託料というようなことであります。そこで、実際、公営塾については旧農済の事務所を譲渡されまして、今のところ何も利用されていないということでもあります。そういうことで町長から所見をお聞きしたいと思いますが、行政に対する公営塾というものはどのような思いを持っておられるのか。私はある意味では、公営塾っていう塾は、子ども達にとって教育環境に大きな改善なり大きな行政としての戦略になるというふうに私は考えているところであります。そういうことで、是非、公営塾に対する町長の思いをまずお聞かせ願いたいと思います。
議	長	町長

議長 山崎議員	まだ考え方といいいましようか扱いといいいましようか、そういうものもこの塾の運営そのものを町ももっと利便性がある塾にしていきたいもんだと、こう考えているところであります。 2番 山崎議員
議長 山崎議員	子ども達個々についても塾に対する期待度っていうのはいろいろあるみたいなんです。補習を中心に考えている人と、また先の受験なりそういうようなことまで考えて勉学に励んでいる子ども達もいるみたいなんです。ですから、この公営塾っちゅうのは、私は子ども達の学習意欲を強化するためにも大きな役割を私は果たされている分だと思っております。しかし、この公営塾の所管が今教育委員会ですかそれとも民生ですか、なにかしらちょっとわからないんですが、そういうことである意味では私は公営塾の所管はやっぱり教育委員会だろうと思っております。そういうようなかたちで、特に公営塾は、東京だと思うんですけどそこの会社との契約で運営しているというようなことを聞いておりますので、そうなるとやっぱり地域の思いによっては公営塾の運営そのもの、それからレベルとかそういうのどんどん変わっていくわけですから、そういうことで今はどこの所管で公営塾が実際の担当されているわけなんですか。 保健福祉課。保健福祉課です。 質問続けて下さい。 だから私はその、教育力ということを考えれば私は教育委員会であると思うんですよ。学校との関わりも持ってるし。それが保健福祉課っていうような形でいるのはなんで公営塾の所管になるのかっていうのちょっと不思議な感じを持っております。でね、ちょっと町長に紹介をしたいんですが、3、4年前ですか、中学校が統合されて同時に公営塾が開講されて実際に一緒になっ

議 教 育 長 長	ていろんな付き合いが始まったようであります。その子ども達が今年大学受験の年になったんですよ。東大受験する子どもまで出たっていうことを聞いて本当にびっくりしました。多くのねその子ども達が大学受験して合格してるんですよ。それだけねやっぱ塾を中心とした、そして学校の教育の中でやっぱいろいろな形で自らの力関係を強化していった賜物だと私は思ってます。そういうことでこの公営塾っちゅうのは大変私は大きな期待を持っているところであります。是非、今は間借りしている所でやっていますが、今度共済組合の事務所を今町長が仰いましたようにいろんな改善必要だと思いますけど、いち早く改善をして、是非、他の町で手掛けてない行政の直営の公営塾というような形で是非子ども達のために力を使ってやってほしいなど、そういうことであります。できれば、願わくば、教育長どうですかね。公営塾っていうのは教育委員会と離れているような今立場なようでありますけども、それに対しての思っているのは何かございますか。 教育長 山崎議員の今の御質問でございますけども、まず所管については町長の答弁のとおりかと思えます。で、教育委員会としての立場のありようについては何度か議会でもそうですし全員協議会でもご質問受けてお答えしているところですけども、改めて今一度お答えいたしますが、学校教育において学力の向上を図っていく、それは教育委員会の所管の中での各学校のありようかと思えます。それで公営塾については、その先程の議員自身のお話の中にもありましたけれども、補完といった意味での役目を果たしている、私はその点については非常に大変素晴らしいと思いますが、すべからく、どこの地域でも公営塾に関して教育委員会が行っているわけではないと考え
------------------	--

議 長	ております。道教委の方の担当の方ともお話をしたこともございますけれども、あくまでも私は、前回の議会でもお答えしましたけども、大変我が町の各学校、小学校、中学校の教員は非常に子ども達の学力向上に努力をしていると思いますし、私はそれを確信しているとお答えしたところです。それを今後、小中一貫9年間の中でどのようにまた学力向上を進めていくかということについて今教育委員会は進めているところであります。ですから、私がお答えできる範囲はその点でございまして、所管に関しては私が答弁するところではございません。以上です。
議 長 副 町 長	所管が保健福祉課に変わった経緯について質問していますので、副町長、答弁をお願いします。 副町長 まず、公営塾ですけども、直営にしたらという話ですが、直営でやっております。講師の派遣を民間に委託してるということでありまして、塾自体は町が直営でやっているということです。それから所管ですけども、それぞれの考え方があるかなと思いますけれども、当町では教育長が言ったように学校教育の方が教育委員会が専門にやっていると、あくまでも塾ですので、それを補完する立場ということで町としては今保健福祉課の方で担当しているということでございます。
議 長 高 田 議 員	9 番 高田議員 関連するので御質問いたします。改修工事設計委託料で573万1千円ということなので、それなりの規模の設計を企画してるんだらうなと思うんです。まだ設計前ですから、中身を言えっていうのは無理な話でしょうけれども、設計をするにあたっての原案といいますか、考え方って

議 長 保 健 福 祉 課 長	というのはあると思うので、そこをご説明願いたいと思います。 保健福祉課長 間取りの関係でございますけれども、基本的には共済組合の2階、今多目的な大会議室一つになっております。そこを先程町長からもお話ありましたとおり、今現状で使っている会場というのがゆいまーる1か所、あと山村センターの小会議室ということで中高それぞれ同じ日には2つの学年しかできないということですので、2階にそれぞれ中学3年までのクラス、それとあと高校生を入れるような最低でも4つのですね、会議室というか教室を設けたいと思っております。それとあと自習室であったり1階には当然それに伴う部分の高校生も複数の学年同時にやるということですので、1階には自習室。あとトイレが今のところ男女共用で1つしかないということもございますので、それは男女別々なトイレということで設置したいと思っております。併せて、消防法上で1日の利用が50人を超えるということになるとそれなりの設備が必要ということで伺っております。建築基準法の面積の関係もあるんですけども、避難階ってということで避難階は1階になるんですけども、2階の面積については．．．とりあえずその建築基準法についてはとりあえず問題はないんですけども、とりあえず消防法上で2階に50人以上とりあえず授業を受けるということになるのであれば、あの避難梯子とかそういうものが場合によってはちょっと必要になりますので、そういうような消防関係の設備もとりあえず付帯して必要になるかなということで考えております。以上です。
議 長 高 田 議 員	9 番 高田議員 大体わかりましたけど、要は今のゆいまーるを使ってやってるやつを、以前にも話を聞きました。

議 長 保 健 福 祉 課 長	たけれども、全て旧共済組合の建物に移すと、そこで一手にこの公営塾をこの中で対応するという考え方ですね。 保健福祉課長
議 長 保 健 福 祉 課 長	はい、この施設ができた時にはそちらの方に全て移行して実施しようという考えでございます。以上です。
議 長 香 川 議 員	6 番 香川議員 同じ項目なんですけども、当初であれば公営塾、今農済に移転が早い段階 4 月 5 月とかそのころで予定してたと思うんですけど先程申されましたとおり消防法上の問題である程度大規模に改修しなければならないという話で、現在委託料は今回補正予算で出ているんですけども、実質的に公営塾の移転、新たな農済の事務所に移転をいつぐらい目指しているのかお聞きしたいと思います。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 具体的なスケジュールは明確に決まっておりますけれども、私の一応考えでございますけども、9 月補正までにはある程度設計の方で実際改修費用がいくらかかるのか、そういう見積もりを出させて頂いて、それをもとに工期もございますので年度末までに何とか工事のほうは進める、それと併せて備品関係とか新たに必要になってくるもの、そういうような関係のものも出てきますので、そういうものにつきましては 1 2 月補正くらいまで先生職員の中でですね必要物品等確認取りながらですね話し合っ、そういうものについては 1 2 月補正に間に合わせて上げて、年度末まで何とか動けるよう進めたいとは考えております。以上です。

議 長 香 川 議 員	6 番 香川議員 ということは、工事自体に関しては今年度で終わらせて、来年度当初4月くらいから、公営塾新たな形でスタートしたいという考えでしょうか。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 そういうことでございます。以上です。
議 長 高 田 議 員	9 番 高田議員 これも確認なんですけど、14ページの企画費のコミュニティ助成事業費補助金、これの中身の説明をお願いします。
議 長 住 民 税 務 課 長	住民税務課長 コミュニティ助成事業費補助金につきまして、今年度は館町町内会に一般コミュニティ事業、富栄町内会に地域防災組織育成事業ということに助成することになっております。以上です。
議 長 上 戸 議 員	7 番 上戸議員 同じページの12番の集会施設の管理費1467万7千円について伺いますけども、これはあそこ雨漏りがするというように確か記憶していますけども、この工事っていうのは雨漏りの工事になるんですかね。それを説明をお願いします。
議 長 建 設 水 道 課 長	建設水道課長 上戸議員の仰るとおり、雨漏りの工事であります。鶉町研修センターにつきましては、築40年以上経過しまして、屋上の防水については一度も修繕したことがなく、なんとか2、3年前まではもっていたんですけども、昨年あたりから、どこがどこということもなく、漏りだして雨漏

議 長 上 戸 議 員	りしだったので、それで現地確認し全体的に約 1 1 0 0 m²くらいあるんですけども、その防水を全部直すというような工事であります。
議 長 上 戸 議 員	7 番 上戸議員 そしたら、雨漏りの原因は大体つかんでいるということで、この工事をやれば大丈夫という認識なんですね。それであればいいんですけども。
議 長 建設水道課長	建設水道課長 防水がですね、全部切れちゃっててどこから防水が切れて水が入ってきているっていうのがわからない状態なんですよ。それで現地今年の 2 月 3 月と、2 回現地私行きまして現場確認して、それについてどういう防水方法で直せばいいかということ考えて設計したというような状況でありますんで、今回直すと長寿命化ですので 3 0 年とか持つような設計をしております。
議 長 議 長	他に 2 款総務費について質疑ありませんか。 それでは、3 款民生費について質疑ありませか。ページ数は 1 7 ページから 1 9 ページまでです。
議 長 上 戸 議 員	7 番 上戸議員 1 番の社会福祉総務費の中の 1 8 番負担金補助及び交付金というところの 9 5 0 万円の関係で、ここで住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 7 5 0 万円みてますけども、人数にすれば 1 名 1 0 万円でありますから 7 5 名ということになりますけども、これは前年度給付を受けていない世帯も含むということで説明資料に書いてますけども、前年度繰越の人数というのは何人くらいでしょうか。

議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 上戸議員の説明でございます。令和３年度の事業としましてこちら一部繰越明許ということで繰越されております。それで令和３年度中に実績として交付したものについては５７８世帯、事業費にしまして５７８０万円ということになっております。
議 長 上 戸 議 員	７番 上戸議員 去年出したお金でなくて、去年からの繰越でまだ支出してないお金があるというふうな内容で読み取れるんですよね。なんでこういう質問するかというと、今年一気に７５名が住民税非課税世帯に増えたということではないと思うんです。だから去年の分の繰越が何人かあって、今年増えた分と合わせて７５名というふうなことだと思うんですけど、住民への周知がチラシとホームページと広報、これでわからない人がいるんじゃないかというような質問の趣旨なんですけどもどうでなんしょう。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 ただ今の議員の質問でございますけれども、基本的に対象につきましてはプッシュアップ方式といいまして、町・行政側の方で対象をある程度つかんで把握すると。まず去年の事業でありますと令和３年の１２月１０日時点に住民基本台帳に登録されている世帯であって尚且つ課税状況が非課税という形になっております。なのでそういう対象につきましては町の方でシステムを使ってですね対象者をピックアップしてその方の対象につきまして確認書を送付して口座番号とかそういう部分の確認を行っておりますので、大体対象につきましてはそういう通知をもって対象でありますというよな通知がなされてるので、事業内容についてはこのようなホームページ、チ

議 長 上 戸 議 員	ラシのような形で周知はされているということで解釈しております。以上です。 7 番 上戸議員 3 回しか質問できないんで、もう一回繰り返し同じような内容になると思うんですけど、7 5 名がいるという予算を組んでますけども、今、町の方から該当者に連絡するのকাশないのかと、もししても申込しない人もいるかもわかんない、と思うんです。だからその辺をきちっと町の方で連絡取ってればいいんだけども、町の方で連絡取ってるなら付帯説明資料に書いているチラシだとかホームページだとか広報、これは必要ないわけですよ。これを見る限り、ただこのチラシだとか広報だとかそういうので出すだけで、あと勝手に申込んで下さいみたいな感じに見えるんです。ですから町の方で、該当者に案内してきちっと全員もらえるんだよということをやっているのかどうかということを伺いたいと思います。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 まずあの、昨年度の部分につきましては、連絡付けて再三連絡取っているんですけども、住民登録されて申請されていない方3件います。こちらについてはもう、住所は登録されてるんですけども実態が町内にないということで民生委員さんにもある程度確認は取っているんですけど連絡がつかないという世帯になっております。それでその他にですね、今繰越になっているという部分が基本的に資料ナンバー2の2ページをご覧頂きたいんですけども、そこに今年度の事業ではありますけれども説明が書いております。基準日はございますけども、住民基本台帳に住所が登録されていること、尚且つそれに伴って町民税が非課税になっていることが大原則です。または去年の部分であれば令和2年度収入、3年度課税分ですね、そちらの方が課税にはなって

	いたんですけど、なにかしらコロナの状況で失業したとかそういう形で急に所得が減ったということで家計が急変したという方が申請を行ってですね、こちらの方の受給をされるっていうことなんで、あくまで、申請行為で行う必要があるのでそちらの項目も入っていると。ただそちらの項目については令和３年度については周知は行っているんですけども申請行為は０であります。令和４年度この事業についてでございますけども、こちらについては令和３年度に受給されたっていう方は除かれる形になるので、令和３年度は課税であったんですけども令和４年度の町民税が非課税になったとか、そういう形の状況の世帯に対して交付されるという形の事業になっております。以上です。
議 長	保健福祉課長、上戸議員が聞いているのは役場の方からは、想定される家庭については連絡を入れてるのか、電話でいくらかしてるというけれど、全世帯についてそのような世帯に対して役場は連絡を取っているのかということ聞いています。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 ３月と４月にそれぞれ１回ずつですね、この対象で該当になりそうなんですけども、あがらない方については周知というか連絡を取って確認は取るようにしてます。
議 長 議 長 議 長	３款民生費について、ページ数は１７ページから１９ページまで質疑ありませんか。 それでは、次に４款衛生費について質疑ありませんか、ページ数は２０ページです。
議 長 中 山 議 員	１番 中山議員 今回、６０歳以上と、あと基礎疾患のある方というようなことで限定されています。最近この２、３日檜山管内人数が増えてきております。当町としての現況を報告願いたいと思います。

議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 私の方からは、既に公表されている数値ということで、道のあくまで公表値でしかございませんけれども、厚沢部町ではですね先週の部分で、3人というかたちになっております。個人情報とはとりあえず町の方には連絡はきておりませんので、厚沢部町内の感染としては以上でございます。
議 長 中 山 議 員	1 番 中山議員 大変心配してるのは、最近マスクをしなくてもいいとか、かなり留保されてきておりますけども、この国が決めた60歳以下の方、若い18歳以上また子ども達に対しての当町としてどう考えるのか。私は国は国で今回やるわけですのでいいんですけど、若い世代と子ども達の対応をこれから当町としてどう考えていくのか、これについて現況の考え方でよろしいので説明して頂きたいと思います。
議 長 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 マスク等の緩和についてでございますけれども、基本的には国が言ってますのは、屋外であればある程度の距離を確保できたり、屋内であっても2メートル以上の間隔があればというようなかたちでマスク、それと子ども達については通学時のマスクの使用はとか、部活動の時についていろいろな緩和策というか方針が出されておりますけれども、実際それがどの程度の距離に近づくとかそういうのは決まってるものではございませんので、基本的にはある程度近づく感染がするというリスクがあるのであれば、マスクは当然必要になってくるのかなと自分としては考えております。ただ本州はやはりこれから、北海道も最近暑いときが多いですけれども、やは

	り熱中症という心配が出てきますので、運動とかやってる場合においては、熱中症に配慮しつつも、やはりマスクをすることによってですね感染を防止できる距離が発生する可能性があるかどうか、そういうものは各自の判断で取り扱っていく必要があるのかなと。実際のところですね、道の年齢別の患者数の状況を見てもですね、先週の先程報告した数字の状況ではございますけれども、10歳未満が109人、10代が67人、20代は57人、30代が56人、40代が62人ということでですね、ほぼ50以上が40歳以下ということで占めておりまして、尚且つ低年齢層での感染者の年齢が多いということがあるので、基本的には危険性がある場合についてはやはりマスクは私としてはすべきではないかと考えております。以上です。
議 副 町 長	副町長 中山議員の方から60歳以下の人を町単独でしないのかという質問だったというふうに思います。60歳以下ということになれば、国のこの方針が60歳以上ということなので、町単独で勝手にやるということはなかなか難しいのかなというふうに思います。ですからこれから国・道の方から60歳以下もということになれば当然、町もそれに対応していくということになると思います。
議 保 健 福 祉 課 長	保健福祉課長 すいません、今の副町長の補足になるんですけども、60歳以下については基礎疾患を持っている方、もしくは感染によってですね重症化が発生するという可能性の方についてはワクチン接種の今回60歳以上ひっくるめて対象になっておりますので、そういう方についてはこれもまた資料ナンバー2のですね3ページをご覧頂きたいんですけども、3ページが新型コロナワク

議 長 中山 議員	チンの４回目ということで記載の資料になっております。それで、対象者ということで今お話しした部分が上から２番目にあると思うんですけども、まず６０歳以上の方、それとあと１８歳以上６０歳未満で基礎疾患を有するものその他重症リスクが高いものと医師が認めるものということになっております。取りまとめにつきましては、６０歳以上の方には往復はがきが送られております。２０日を期限にしてですね、２日の希望日を記入してご返送頂いて、日程調整を行うということになっております。あと、１８歳以上６０歳未満の方についてはですね、こちらについては基礎疾患を持っているかどうかというのは確認するすべがはっきり言ってないので、申込み時点でまずは電話連絡いただいて聞き取り調査を行うと、どういう疾患を持っているかということを確認して、対象になりそうであればその旨予診票等記載いただいて、当日ですねお薬手帳なりなんなり証明できる物ってということで、先生の方の問診を受けていただいて接種可能かどうかということで判断したいと思っております。一概にここを１８歳からその自治体によっては６０歳未満に全てその通知書を送り込むという市町村もあるみたいなんですけども、それをやってしまうとこれに該当しない方が接種会場に来たりして、接種会場で混乱が発生する恐れがありますので、その辺はそういうこと避けるため補足というところに書かせて頂いているんですけども、そのようなかたちの対応をとって当町は対応したいと考えております。以上です。 １番 中山議員 最後の方にですね、大変我々ワクチン３回やっていたんですけども、このワクチンの選択はできませんと、こうきちとこう書いてあるんですけども、当町のワクチンはもう決まっているのかどうか、それによっては接種される方が大変あの後遺症があるとかないとか大変その危惧され
----------------------	---

議 長 保 健 福 祉 課 長	るところなんですけども、その辺については決まってこれじゃなきゃダメなんですよっていうことでなってるのかどうか。 保健福祉課長
	現在今４回目にあたってますね、使用できるワクチンっていうものがモデルナとファイザーしか使用できないと。今ノババックスというものが副反応が少ないということで話題になっておりますけども、こちらについては４回目の接種には使用できません。市町村においてもそれを今、町村に配分されているという情報はちょっと受けておりませんので、実際これはノババックス話はそれてるんですけど、ノババックスを使用できるのは札幌市１か所、新さっぽろのホテルですね、そちらの方１か所でしか北海道の指定というかたちで集団接種される会場は設けられておりません。厚沢部町についての４回目については、今後実際取りまとめる４回目接種見込みというかたちでの人数は確保してある程度見込んでおりますけれども、実際のところまだ４回目の接種の返信用のはがきが約半分くらいしか戻ってきておりません。期限が来週までなのでどの程度来るかということになっておりますけれども、在庫につきましてもほぼモデルナが主体を占めておりまして、結局ファイザーも若干あるんですけれども、今うちの課の方に大体申込みをする方につきましては、ファイザーを希望している方がほとんど窓口でファイザーの打つ日はいつなんでしょう、っていうかたちの聞き方をしておりますので、それを優先的にやってしまうとですね、不公平が出てしまうかたちがあるので、こういうかたちで４回目の接種にあたってはですね、ワクチンの選択はできないというかたちで取り扱わせて頂いております。以上です。
議 長	８ 番 浜塚議員

浜 塚 議 員	保健福祉課長に参考までに聞きたいと思います。コロナワクチン、信条もあると思います、個人的な考えもあると思いますけども、強制ってわけにいかないわけですけども、現在４回目の話が進められております。町内で１回も接種していない人って何名くらいいるのでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長	申し訳ありません、接種してない人数はおさえてないんですけれども、各年齢の接種率でよろしいでしょうか。接種率でありましたらある程度ご報告できますので。接種率でご報告いたします。まず、５月末の状況なんですけども、５歳から１１歳これはファイザーチャイルドというワクチンで摂取できる方なんですけども、対象人数に対しまして５１．７％、あと１２歳から１７歳こちらについてもワクチンはファイザー指定というかたちになってしまうんですけれども、６５．５％、１８歳から５９歳までこちらはファイザー、モデルナ扱うことができますけれども、３回目の接種までで８０．３％、ただし１０代２０代のモデルナ接種について男性ですね、特に心疾患等の臨床結果がちょっと高く出てるということなので、あまり若い方にはモデルナこの年齢階層の１０代２０代の方については推奨はしてないということで伺っております。あと６０歳以上の３回目まで終えている方については９２．５％ということになっております。以上です。
議 長	他に４款衛生費について質疑ございませんか。それでは４款衛生費についての質疑を終結します。
議 長	議事の途中ですが、１１時２０分まで休憩をいたします。（１１：０６）
議 長	休憩前に引き続き歳出の議事を続行いたします。
議 長	それでは７款商工費について質疑ありませんか。ページ数は２１ページです。

議 長 山 崎 議 員	2 番 山崎議員 観光費の委託料の関係であります、まずあの24時間トイレの指定管理者はどこに決められているのか、そしてその24時間トイレどのような管理業務をしているのか、まずこれをお聞かせ願います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 まずですね、管理委託しているところですけども、一般社団法人厚沢部新エネルギー開発という指定管理の選定委員会で決定し協定を結んでいる会社であります。トイレに関しては4月から指定管理というかたちで管理をお願いしているところです。現在24時間トイレにつきましては、トイレの清掃管理全般を委託しております。以上です。
議 長 山 崎 議 員	2 番 山崎議員 だからちゃんと質問に対して適切に答えなさいよ。どういう管理をしているかということ、ただ掃除をしているとかいろいろあるでしょうが。ということはね、立派なトイレ作りましたよね。けども、函館のある所から厚沢部のトイレ入ったらちょっと汚れてますよ、汚いですよ、そういう連絡一報入りましたよ。だから管理の人方どういう清掃してるのか、それともただ見回りだけしてるのかわかんないし、それとやっぱしね機械故障してます、けどその故障さっぱり直ってねーとかって、そういういろんなね注文つけられてるんですよ。だからそもそも新エネルギーってこれなんですかこの会社は。何人従業員いてその中でどの方がその実際にね24時間トイレの業務してるんですか。例えば業務ってどういう内容ですか。掃除して1日にね何時間やるとかそういうことなんですか。それとも1週間にいっぺんずつ見回りしながらやるとかってい

議 長 政 策 推 進 課 長	う、それによっては例えばね管理料のいろいろとね考え方が変わってくるわけでしょう。どうい う管理業務してますか。
	政策推進課長 先程も簡単にですが、清掃をしているということでお答えしたんですけども、清掃だけではなくて、施設で例えばトラブルあった場合などの対応、そういった管理全般を行っております。先 般ガラスが汚いとかいう話、汚れているよという話、一部故障があるよという話を何回か伺った ことがありますして、こちらからも指定管理者に対してきれいにするよということで連絡を入 れて対応しているところであります。清掃につきましては、実際今まで清掃委託してましたけい ひんビルさんと連携をとりながら現在指定管理者がそちらと提携して清掃管理をしております。 つまり、今までトイレを掃除していた主に町民の方だと思うんですが、そちらの方が1日2回程 度清掃に入っているという状況です。
議 長	課長、そうしたら今までやっていた方が引き続き現在もやっていると、4月以降もやっている というふうに理解してよろしいんですね。
議 長 山 崎 議 員	2 番 山崎議員 実際にね、今答弁の中で実際に汚れているということを連絡来ましたって実際にそういう現実 があったってということは清掃に手拔かりがあったていうふうにして理解されて仕方ないのかい。 こういうことなんですか。現実には汚れてるねってこと、あんた、課長あんたもそういうふうにし て受けたわけでしょ連絡を。そうすると、やっぱり管理そのものに手拔かりがあったというふう にそういう理解がされるんでないですか。それに対してはどのような指導をしましたか。た

議 長 政 策 推 進 課 長	だ汚れてますよぐらいでなくて、場合によってはきつくやっぱしきちっと問題を残さないようにね、特にああいうトイレっていうものは多くの人方が利用するわけですから、そしてそれがあある意味では厚沢部町の顔みたいになるわけでしょう。厚沢部町の1番最初にあそこに寄って、きれいだね、それが厚沢部の印象になるという可能性もあるんですよ。それが汚れてるっていうと良くないですね。私はそう思いますけども、ひとつ管理者としてどういう指導してますか。 政策推進課長 山崎議員の方から、現実汚れているということで、仰るとおり厚沢部町の顔でありまして、道の駅は観光の拠点でもあります。ですので今後さらに指導徹底をしてきたいと、逐一ですねトイレの方目を見張ってですね、見ながら汚れている場合は十分指定管理者の方に指導徹底を図ると、こういうように進めていきたいと考えております。
議 長 高 田 議 員	9 番 高田議員 今、山崎議員から質問あったんですけど、今体制としてですね、例えば1日に2回程度って言いますが、朝と午後からだと思うんです。その体制がああのトイレに対して、例えばどのくらいの人数でどのくらいの時間をかけてやっているのか、ということになると思います。計算すると大体1日5万くらいの計算してみているんじゃないのかな、と思うんです。トータルの予算を見ると。ですから、そういうふうな計画で尚且つ掃除の仕方がそれに見合った内容でやっているのかということと、もうひとつは、まったく仰るとおりで厚沢部の顔になるので今までと同じ事やってたら入る人が頻繁なので、やり方としては頻度足りないよというふうになる可能性もあるので、まずその内容がどんな状況なのか、今どういうふうにやっているのか、御説明願いたいと思

議長 政策推進課長	います。 政策推進課長 実際ですね、今までの管理同様にですね1日2回の清掃、午前午後というかたちで清掃に入っているという状況です。今後ですね、ますます訪れる人が増えてくることが想定されますが、そういった場合はまた指定管理者と相談しながら回数を増やす、またそういうかたちになるとまた委託料も増額する場合がありますが、それも含めて今後の状況見ながら検討してまいりたいと思います。
議長 高田議員	9番 高田議員 そのアバウトな回答しかできないのかなと思いながら、例えば2人組であるとか3人組であるとか人数によって頻度変わってきますよね、掃除の仕方が。だからおそらく朝一でやったときにはきれいになっている、ところが午前の後半に行ったときにはもう汚れてる、というような状況だと思うんです。とすると、朝、午後というやつをもうちょっと途中でどっか入れるとかしていかなきゃいけないのかなと。いうふうになれば、確かに人件費も含めて考えなきゃいけないでしょうけれども、費用対効果で人数が何人でどのくらいの頻度でやってやれば、もうちょっとやってもいいのかってというような話になったり、もう少しお金増やした方がいいんじゃないのって話になったりってことになると思うんです。その辺をきちっと管理してもいいんじゃないかなと思います。
議長 香川議員	6番 香川議員 同じ項目なんですけども、説明資料のナンバー1の2ページなんですけども、同じく指定管理の変更理由ってところに、水道光熱費の増加、プラス271万4千円ってあるんですけども、

議 長 政 策 推 進 課 長	確かに今、物価高、原油高ということが叫ばれていますけど、にしても２７１万４千の増加ってかなりの増加だと思うんですけど、その理由をお聞かせ願いたいと思います。 政策推進課長
議 長 香 川 議 員	今ご指摘の件についてですけども、まず指定管理者選定の際去年の１１月議員全員協議会の方でも資料として出しておりますけども、初年度目のランニングコストということで、金額の提示指定管理者の審議の際に指定管理者から提出された資料、こちらの方出しておりますがこの時にですね２４時間トイレの水道光熱費が含まれてなくてですねその分で約１４０万円くらいこちらの方当初予算で加算してすでに契約しておりまして、そのほか今新たに整備される商業施設の分それを足して２７１万４千円という状況です。
議 長 香 川 議 員	６番 香川議員 そしたら、今回増加で２７１万４千円出てるんですけど、実際増加前の見込んでいた事業計画案での金額、合算した金額でいくらになるかお聞かせ願いたいと思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 先程も申しましたとおり、議員協議会でお示しした指定管理者の資料、これでいくとですね、税抜３，５００万円ほどでした。その内町の負担部分ということで税抜で１，９７０万円、税込みで２，１７０万円という提案の資料でございました。まずこれが目安となります。これに、今回水道光熱費分の増加の方加算しますと年額で２，２００万円に税ですので２，４００万円程度、年額で２，４００万円です。水道光熱費だけでいきますと、２７０万円になります。
議 長	それは、１年間か９ヶ月だけかい。今期だけの９ヶ月だけかい。

議 長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長	270万円というのは1年分です。12ヶ月分になります。
議 長	香川議員が最初に聞いた、271万4千円の積算根拠のその数字を140万円も含めて話してください。どういう経緯でこの金額が出たかというのを伝えてください。
議 長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長	水道光熱費分で271万4千円増加っていうことでありますけども、トイレ分は当初予算で計上しておりまして4月から契約しています。契約してるのは524万4千円ですけども、そのうち水道光熱費分が150万円程度と。それで今回建設中の商業施設分が120万円程度。こちらの方ですね、当初指定管理者の審議の際から若干変わってきたというのは、現在建設中の新商業施設の電気設備、具体的にこの今建てている設備その規模で計算しました。こちらの方施工業者の方に電気の会社をお願いして積算してもらっております。こちらの方が当初の見込みよりも大幅に増加が見込まれるということで先程申し上げましたとおり120万円分。ですからトイレ分が150万円、今建てている商業施設分で120万円、水道光熱費分の増額でいきますとそのような内訳になります。
議 長	8番 浜塚議員
浜 塚 議 員	今、山崎議員から話がありましたトイレが汚れている。それから、課長の方には窓が汚れているというようなことがあったというふうに聞きました。4月から人事異動になったわけですが、課長は、正確な回数はわからないと思いますけども、例えば4月5月道の駅のトイレの状況というものをさ何回くらい見回りしましたか、確認しましたか、何時頃行きましたか。正

議 長 政 策 推 進 課 長	確な回数はわからないと思いますが、課長としてその辺のことに關してきちっとした考え持っていれば1回でも2回でも行くのが本当ではないかなと見回りするのは本当ではないかなと。どれくらいの回数を見回りしたのかという部分についてお知らせください。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 今回補正予算で計上している分につきましては、新商業施設分、まだ契約してないので増額補正しております。それでトイレに何回行ってるかということですが、4月5月、1回2回行ってますので、3、4回程度行ってるかなと思います。時間までは覚えてないです。
議 長 香 川 議 員	6番 香川議員 先程も質問したんですけども、今回の271万4千円ってのはトイレに関しては150万円程度増額なると、あと新商業施設に関しては120万円程度増額になると、では当初見込んでいた予算はいくらなのか、2問目で質問してるんですけど、そのお答えをお聞かせ願いたいなと思います。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 先程も若干申しましたが、ちょっと違うのかもわかりませんが、指定管理者の審査の段階で皆さんにお知らせしたのが、総額合わせて1,970万円。これに税込にすると2,170万円。これがまず目安としてもっていました。当初の考えとして。それで今回24時間トイレの水道光熱費分を加算しまして、そして今建てている商業施設分の電気設備の規模に照らして再度精査した結果120万増えると。そういうのも加味しながら、4月からの委託契約ではないので9ヶ月分というかたちで、月割りで計算しまして今回補正で計上しています1451万8千円という計

議 長	算でございます。失礼しました。この指定管理者の審査の段階で1,970万円と申しましたが、トイレ分で．．．新商業施設の水道光熱費ということで約700万円になります。トイレの方は当初見てなかったので0円です。4月の段階で契約してましてこちらの方150万円ほど加算して、合計524万4千円で現在契約しています。今、新商業施設が完成しますのでその分を追加して変更契約というかたちで進めていきたいというのが今回の補正になります。
副 町 長	香川議員、3回終わってますのですけれども、今の質疑について、副町長からの答弁をもってまた考えます。
議 長	当初のトイレの光熱水費はいくらだったのかということですよね。実は当初の委託の内容に光熱水費が漏れていたということでございます。ですから、今回トイレの分と新商業施設の分を合わせて今回補正させて頂くということでございます。
議 長	香川議員、納得してないですかね。そしたら私の判断で4回目の質疑を許可します。
香 川 議 員	香川議員 では、実際今年度に関してかかる水道光熱費というのは、271万4千円ということになるんでしょうか。要は、増加プラスって書いているんで、もともと見込んでた予算に対してさらに271万4千円かかるものだと思っていて今回質問したんですけど、先ほど言うとおりのトイレに関しては見込んでなかったと、0だったと、150万円かると。新商業施設に関しては、あくまでも今年度の光熱費として、120万円その程度見込んでるという捉えでよろしいのか、その辺をはっきりとお聞かせ願いたいと思います。
議 長	政策推進課長

政 策 推 進 課 長	トイレ分につきましては、先ほども申し上げましたが 1 5 0 万円、商業施設分には 1 2 0 万円、合計で 2 7 0 万円でございます。申し訳ありません、商業施設で見込んでいた電気代が 6 7 0 万円です。これに 1 2 0 万円加算ということになります、ですので約 7 9 0 万円になります。
議 長	商業施設が 6 7 0 万円に 1 2 0 万円を上乗せするということは 7 9 0 万円。 7 9 0 万円だけでも、減額の▲ 4 6 6 万 4 千円というのは、 1 2 ヶ月が 9 ヶ月になったということで 3 ヶ月分を減額したというわけでもないんだな。
議 長	副町長、町長、資料提供して頂きたいと思います。
議 長	副町長
副 町 長	整理をしてですね、後ほど資料で提供したいと思いますので宜しくお願い致します。
議 長	他に 7 款商工費について質疑ありませんか。
議 長	それでは、次に 9 款消防費について質疑ありませんか。ページ数は 2 2 ページです。
議 長	5 番 山田議員
山 田 議 員	消防費について質問したいんですが、補正額の 6 5 万 4 千円は何に使う経費でしょうか。
議 長	総務財政課長
総 務 財 政 課 長	こちらの 6 5 万 4 千円の負担金についてでございます。これは厚沢部消防署の経費ということで、備品購入費に充てられる予定でございます。何を買いますかというのと、A E D ですか、心肺蘇生法の講習用とか訓練用の人形というんですか、 2 体分でございます、平成 2 4 年に購入したものが損傷が著しいということで購入するはこびとなりました。ちなみにですが、コミュニティ助成事業の対象になってまして、ほぼほぼ満額、後で助成を受けられるということで後で負

議	長	担金の方を調整して、またこちらに戻す形にはなるかと思います。以上です。
議	長	消防費について、他に質疑ありませんか。
議	長	それでは、次に１０款教育費について質疑ありませんか。ページ数は２３ページから２６ページまでです。
議	長	教育費について質疑ありませんか。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１号 令和４年度厚沢部町一般会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第６ 議案第２号 厚沢部町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長	長	議案第２号の厚沢部町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２号 原案どおり決したいと思います。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２号 厚沢部町固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第７ 議案第３号 うずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長	長	議案第３号のうずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	２番 山崎議員
山 崎 議 員	員	あの、私はあの料金を上げるということ対しては異議ありませんが、ただこれを上げることによって本当に温泉の経営改善になるかということなんです。何百万か確かに料金上げることによってなるでしょう。これが本当に近々将来に向かって本当に温泉の経営改善につながっていくのかっていう。そういうところをどのように担当者として見ているのか。それと同時に実際にどれくらいの赤字幅なのか。年間どれくらいの売り上げをおこしているのか。そういうようなこと、

議長 政策推進課長	実際監査したことがありますか。温泉の指定管理されてる。もしありましたらその辺の資料ちょっとね、近々の年間の収支決算。それから、上げることによってどのくらいのプラスになるのか。そして経営の見通しというのをどういうふうにみているのか。その辺紹介をしてください。 政策推進課長 今回の改正をもってですね、経営改善が完全に図られるという考えではございません。先ほども申し上げましたとおり、近隣町の類似施設とも比較しまして、まずこの宿泊料金を一定水準上げていこうという提案でございます。それでですね、運営状況につきましては5月の議員協議会の際に資料として提出させて頂きました。また改めて必要であれば、再度提出していきたいと思っています。
議長 山崎議員	2番 山崎議員 私は、うずら温泉を利用させて頂いております。昨日もお風呂に利用させて頂きました。ただ、よく考えてみると、地元の町内の利用者が少ないんですよ。昨日、家内が女の人とお風呂に入っている話したら、上里にいる方が温泉にうずら温泉に来て、泊まっていくって言ってんですよ。それも月に何回かあるみたいなんです。それも一つの行き方としてやっぱしそんないろんなそういう利用の仕方あるんだろうと思うんです。だけどその割に地元の鶉の地元の人、利用、お風呂の利用もないんですよ。それに対する、やっぱしねアナウンスないんですよ。どんどん利用してくださいとか。私はですね、3,000万円指定管理入ってるわけでしょ。そして今度、実際に料金上げるわけでしょ、今ね宿泊満杯みたいになってますよ。いろんな工事をしている業者の人方がうずら温泉を利用してくれいている。それとね、私はよくお風呂に入りながら

議 長 政 策 推 進 課 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長	お話しされるんですが、函館からわざわざ、うずら温泉を良いと言って来てくれる人もいます。何かそしたらそういう人方に対してアナウンスしながら、何かのサービスしてあげたいなと思ったりもしていますよ。だけどそれはいいですね、うずら温泉は残念ながら。そういうところも、どういうお考えでしょうか。やっぱし少しねこういう機会にね経営っていうものをどういうもんだっていうことを改善するなり、新しい考え方を示してほしいと思ってます。そういうことで期待をしたいと思いますが、お願いしたいと思います。 政策推進課長 うずら温泉の方は、シードさんの方に指定管理委託しておりまして、今年で15年になると。15年間の中でいろんな努力をされて、固定客ですとか掴まえてきてるのかなと思います。今後、特に、町民の方が入れるようなPRだとか、そういった面はシードさんの方にお伝えしながら、経営の改善に努めてもらうよう指導していきたいなと思います。 山崎議員よろしいですか。 他に質疑ありませんか。 それでは、質疑を終結します。 討論に入ります。（ありませんの声あり） 討論を終結します。 議案第3号 原案どおり決したいと思います、これに御異議ありませんか。（異議なしの声） 異議なしと認めます。したがって議案第3号 うずら温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
--	---

議	長	議事の途中ですが、休憩して昼食といたします。午後は１３時より開会いたします。 (１ ２ : ０ ２)
議	長	午前中に引き続き会議を開きます。(１ ３ : ０ ０)
議	長	議事を続行します。
議	長	日程第 8 議案第 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第 4 号の北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。(ありませんの声あり)
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(ありませんの声あり)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 4 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 9 議案第 5 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第５号の北海道市町村総合事務組合規約の変更について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第５号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第５号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１０ 議案第６号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第６号の北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声あり）

議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 6 号 原案どおり決したいと思います。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 1 議案第 7 号 歴史文化情報発信施設映像制作業務委託契約の締結について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長	長	議案第 7 号の歴史文化情報発信施設映像制作業務委託契約の締結について、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりました、質疑に入ります。
議	長	2 番 山崎議員
山 崎 議 員	員	この重点道の駅の商業施設の建設にあたっては、先の議会でいろいろ議論した経緯があります。このオワゾブルーに決定したわけではありますが、しかしながら、ここにある様に、競争入札というような形で紹介ありましたが、実質的には 1 社のみということで、競争入札というより随契で決めたような格好なわけですから、本来ならばこの映像制作でありますから、どういう内容であるとかそういうこと全て吟味した上で、いろいろ我々としても審議を進めていき

議 長 政 策 推 進 課 長	いというふうに思っておるんですが、今見ますとかなり道の駅も建物も外観も出来てきましたし、進んできました。そしてもう、落札も近いわけでありますから、今このオワゾブルーは映像制作に対してどのくらい進捗しているのか、それに対して職員としてどういう関わりを持って、今まで進んできたのかそれをまず紹介を願いたいと思います。 政策推進課長 先程も申しましたとおり、5月31日に入札執行しておりまして、現在仮契約中であります。準備の方は進めているかと思いますが、本契約締結後、詳細については詰めていきたいと考えております。
議 長 山 崎 議 員	2 番 山崎議員 あのですね、やっぱしちょっと疑問があるんですよ、多くの方から指摘もされております。1社のみというようなかたちで、それも競争入札というかたち、だから場合によってかなりのオワゾブルーの方のいろんなかたちで主導もあったんだろうというふうに思っております。ですから私どもは、それにやっぱし強力に参入をして、いいものを作っていかなければならないわけがあります。それはこれから云々ということじゃなくて、もう既にどういう映像制作をしたのかっていうことの、内容までを十二分に吟味されて進んでいるもんだと私は認識をしているんですが、したら映像制作ってどういう趣旨が我々行政としては考えているんでしょうか。あのやっぱし、厚沢部の歴史とかいろんなそういうこと紹介するんだろうと思うんだけど、してそれが例えば、どういうふうにして町民に理解をされて、重点道の駅にお客さんというか住民を引っ張り込めるような力関係がどういうようなかたちで発揮されるのか、そういうところもやっぱしね行政と

議長 政策推進課長	して、十二分にそこに入り込んでいった中でオワゾブルーとね対でやっぱしね政策立案しながら、知恵を出し合う必要があると思うんですが、その用意というものがあるんですか。ないんであれば、私は寂しい限りでありますけども。私は、十二分にねオワゾブルーとこれ入り込んでいってね、職員方とどういうものを作るんだということをね、もうそろそろ出てきてもいいんじゃないですかね。それ、これからなんですか。 政策推進課長 本業務につきましては、３月定例会当初予算で前担当課長から詳細については説明しているかと思いますが、この発注内容につきましてはエンターテインメント映像コンテンツ、それと教育関連コンテンツとしまして戊辰戦争、歴史、こちらの方はアニメ作品として制作を行うもの、それと観光関連ということで厚沢部町の四季自然を感じる映像という、こういった映像の制作を発注しておりまして、先程申したとおり仮契約中でありまして中身につきましては今後本契約後に詰めていきたいと考えております。
議長 山崎議員	２番 山崎議員 やっぱし映像制作でありますから、やっぱし厚沢部町の四季を紹介するとかいろんなことあると思うんですよ。それはその映像っていうのは一年っきりではなくて、やっぱしあの連続的に何年何年とどんどん変えていかなくてはならないわけでしょ。そういうものではないんですか、これは。だから常に新しい情報を発信するって意味ないんですか。それとも、一回作ったらもうずっとただ同じものを流しっぱなしでいいってそういうことなんですか。それであるのであれば、私はちょっと残念でありますし、本当の厚沢部町の紹介にはならないような気がするんで

議 副 町 長	す。その辺私は十二分にですね、このままだったらオワゾブルーのいいなりっていうか、そのとおりになってしまうんでないですか。わたしはそういう感じを持っています。特にやっぱしね、1社だけだから素晴らしい会社だと思うんですよ、1社だから。いろんなアイディアがあると思う。だからそれに対して注文を付けながら、どういうものを作ってどういうものを発信するっていうことを大いにやる。これからだっていうんだったら、ちょっと残念に思いますけども。是非いいものを作って、皆さんが満足できるような物を提供してほしいなと思います。私は、これは大体もう仮契約するまで進んでるわけですから、どうのこうのっていうことにはならないと思いますが、ただやっぱし結果を良しとする、結果を出すためには、やっぱしねオワゾブルーだけにさ、どんどんこう一辺倒でね云々でなくてさ、いろんなところから情報集めながら、そして行政の課長あなたがね入り込んだ中でね、やっぱし作られていくってのがやっぱし建前だろうと、私は思っていますが、その辺の決意を一つ願いますよ。 副町長 まずあの、仮契約中ということでございますので、本契約に至ってないということで、業者の方にですね強く、こうしてくれ、ああしてくれと言うのはまだできないのかなと思っています。ただですね、当初からしていろんなものを入札に公告したときにこういうものを作ってほしいとそういうことで入札公告出してるわけで、それに合ったものを提案してきてるということだと思います。ですからある程度のことはできるのかなと思いますけれども、当然、山崎議員の言うようにですね、厚沢部町の、要するに町をPRする、そういう施設ということでございますので、より良いものを作っていく、ということについてはこれからきちっとやっていきたいなというふ
----------------	--

議 議	長 長 うに思っています。 他に質疑、ありませんか。 山崎議員、入札は終了しています。そのうえで町側もオワゾブルーに対して厚沢部町側が考えられる条件を提示しているということだと思います。
議 議 議	長 長 長 他に質疑ありませんか。 それでは、質疑を終結します。 討論に入ります。 討論ありませんか。
山 崎 議 山 崎 議	員 長 員 長 討論って．．． 討論ということは、今のこの契約を認めるかどうかというのを採決するということです。 私は反対します。 起立して反対理由を述べてください
山 崎 議 山 崎 議	員 透明性が欠けております。7,000万円の事業を起こすのに、これからどういう映像制作をしなきゃならないとか、そういうものほとんど見えてきていません。それと同時に、もう私は前の議会でいろいろな討論したときにはオワゾブルーに決定されたもんだと思ってますし、それからどういう映像制作を作るもんだか、十二分にもう行政とは協議を済ませて、モデル的なものまでは出来上がってるものだと私は思ってます。ところが、今の話を聞くと、そうではないというようなことであるのであれば、このままでいくと、オワゾブルーのそういう方向性をそのままただ流すというような格好になるんでないかというふうに思ったりします。そういうことで、私は

議 議 議 議 議	長	本当にここで討論云々といことであれば、わたしは最初から言いましたように、賛成はできなく、やっぱし、複数のいろんな方の会社を呼び掛けてやるべきだと、そういう感じを持っておりますので、今回の契約に対しては残念だけど賛同いたしません。
	長	ただ今、山崎議員より反対討論がありました。賛成討論ありませんか。
	長	それでは、反対討論もしくは賛成討論を含めて討論ありませんか。
	長	討論ありませんか。
	長	それでは討論を終結します。
議 議 議 議 議	長	これから議案第7号 歴史文化情報発信施設映像制作業務委託契約の締結についての、採決を行います。この採決は起立によって行います。なお、議決は出席議員数の過半数です。
	長	議案第7号 歴史文化情報発信施設映像制作業務委託契約の締結について、原案どおり決定することに賛成の方の起立をお願いします
	長	起立多数です。
	長	したがいまして、議案第7号 歴史文化情報発信施設映像制作業務委託契約の締結については、原案どおり可決されました。
	長	日程第12 承認第1号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします
議 議 住 民 税 務 課 長	長	専決処分書の説明を求めます。
	長	住民税務課長
	住 民 税 務 課 長	承認第1号の厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

		御説明致します。（専決処分書説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第１号 討論を省略して、原案通り決したいと思います。これに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、承認第１号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１３ 承認第２号 厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	住民税務課長
住 民 税 務 課 長		承認第２号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明致します。（専決処分書説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声）
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第２号 討論を省略して、原案通り決したいと思います。これに御異議ありませんか。 （異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって、承認第２号 厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正す

	る条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議 長	日程第 1 4 報告第 1 号 厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越について議題とします。
議 長	議案の説明を求めます。
議 長	総務財政課長
総務財政課長	報告第 1 号の厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越について、御説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議 長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議 長	質疑ありませんか。
議 長	質疑をなしと認め、報告第 1 号 厚沢部町一般会計繰越明許費の繰越について、報告済みとします。
議 長	日程第 1 5 意見書案第 1 号から日程第 2 1 意見書案第 7 号の 7 件一括議題にしたいと思います。
議 長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。
議 長	おはかりします。
議 長	意見書案第 1 号から意見書案第 7 号については、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。
議 長	したがって、あらかじめ配布しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。

議 議	長 長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第１号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第２号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書、意見書案第３号 地方財政の充実・強化に関する意見書、意見書案第４号 義務教育費 国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書、意見書案第５号 ２０２２年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第６号 国民の祝日「海の日」を７月２０日に固定化する意見書、意見書案第７号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書、以上７件について、原案どおり可決されました。
議 議 議	長 長 長	日程第２２ 閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。 おはかりします。 総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議 議	長 長	異議なしと認めます。 したがって総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
議 議	長 長	日程第２３ 議員の派遣について、おはかりします。 会議規則第１２０条の規定によって、お手元に配布のとおり議員を派遣することにしたいと思

議 長	います。
議 長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議 長	異議なしと認めます。したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。
議 長	ここで、先程午前中に審議いたしました、香川議員の質問の商工費の中で、道の駅あっさぶ商業施設等指定管理業務の事業内容について、政策推進課長の方から答弁がございます。
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 先程、重点道の駅の指定管理に関する、委託料に関する部分で水道光熱費に関する金額ということで資料を提出しております。まず、参考までとしまして選考時点をAとしまして、トイレは0円、施商業設は671万8千円でした。ここから予算額となります。当初予算が、Bとしまして、トイレが136万8千円、商業施設につきましてはこの時点では予算計上しておりません。そして今回の補正予算について、トイレが13万7千円、商業施設が792万7千円、合計806万4000円。予算の合計ですが、トイレ150万5千円、商業施設が792万7千円、水道光熱費の合計が943万2千円。参考としまして、一番右の欄に選定時との比較ということで合計▲271万4千円。こちらの方が、予算説明資料と合致する金額になります。以上です。
議 長 香 川 議 員	香川議員、質疑ありませんか。 内容は私はわかったんですけども、できることであればこの選定時点AとかBとかCとかって書いてるんですけど、それがいつ頃であるか標記してもらいたかったなっというのが一点あります。以上です。

議 長 政 策 推 進 課 長 議 長 議 長 議 長 議 長	政策推進課長 Aの選定時点につきましては、指定管理者の審議の際ですので、去年になるんですけども、具体的に今把握してませんが、去年の11月24日の議員協議会の際にこちらの方で説明させて頂いております。Bにつきましては、当初予算ですので3月定例会、Cの補正予算につきましては今回ということになります。 香川議員を含め、他の議員の皆様もよろしいでしょうか。 質疑は承ります。 よろしいでしょうか。 それでは、質疑はないということでございます。 したがいまして、本定例会はこれを持って閉会することと決定いたしました。 令和4年第2回厚沢部町議会定例会閉会をします。ご苦労様でした。（13：50）
---	---